

福島県環境基本計画

《 改 訂 版 》

平成19年3月
福島県



私たちのふるさと福島県は、広大な森林と数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯に代表される美しい自然に恵まれております。私も、県内各地を訪れるごとにそのことを実感いたします。

そうした自然の恵みが温かい地域社会を育み、伝統や文化をつくりだしてきました。厳しい冬に耐えた山々から流れ出る雪解け水が春を告げる頃、草木が芽吹き、そして、この清らかな水が夏の間成長を促し、秋には豊かな実り

をもたらす。悠久の昔から繰り返されてきたこの四季の移ろいこそが、日本人の感性を磨き、情緒をつくり上げてきたのです。

しかし、一方では、地球温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の減少など地球規模での環境問題が深刻化し、また、廃棄物の増大、水質の悪化、ダイオキシン類の懸念など身近なところで起こっている環境問題が私たちの生活に大きな影を落としています。いつか、かけがえのない福島の豊かな自然環境が失われてしまう時がやってくるかもしれません。

それは、大きな経済成長を遂げ、利便性を追求し快適な生活を手にした20世紀の代償ともいえるべきものです。私たちがこれまでのように物質的な豊かさを求め、自然の復元力・浄化能力を超える負荷を与え続ければ、環境の悪化は取り返しのつかないものとなるでしょう。

既に地球は悲鳴を上げています。例えば、地球温暖化による海水面の上昇で年々国土が浸食され、海に沈んでしまうことが心配される国まで出てきているのです。

今や、一人ひとりが、地球の、そして子どもたちの未来に思いをはせ、地球環境のために自分に何ができるか、何をしなければならないかを自らに問いかけ、行動に移すべき時です。この計画をその道しるべとして、福島県が、将来にわたって自然の恵みを享受し、心豊かに暮らせるふるさとであり続けるよう、みんなで力を合わせていこうではありませんか。

平成19年3月

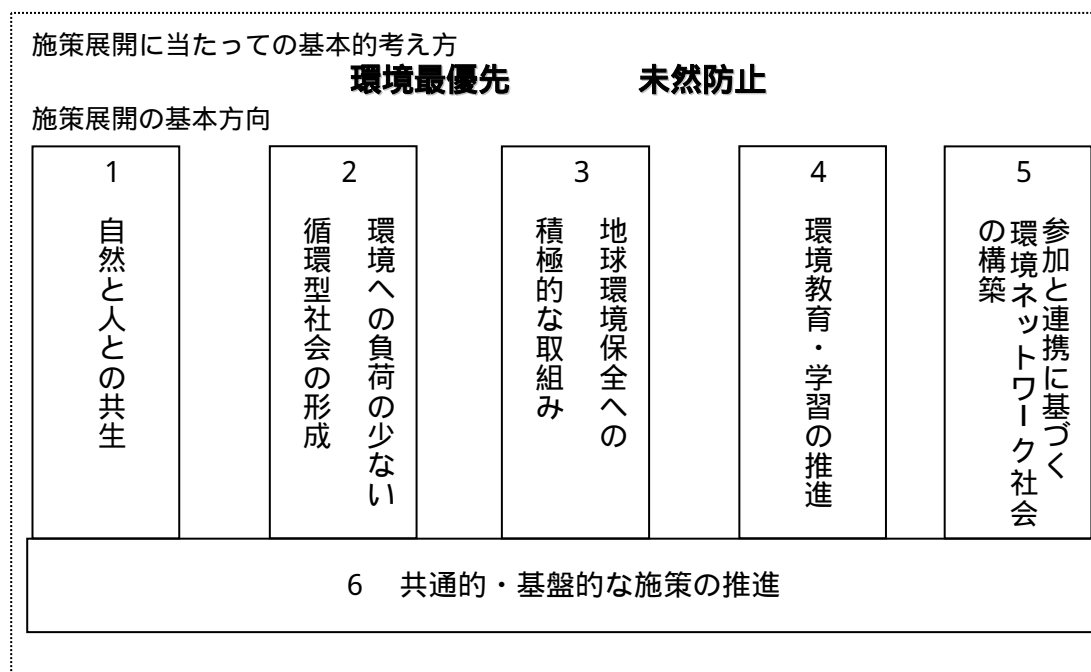
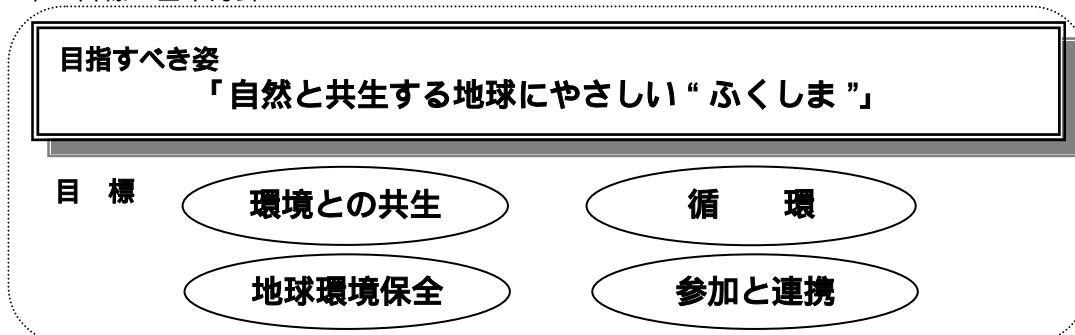
福島県知事 佐藤 雄平

福島県環境基本計画の構成

第1章 はじめに

計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間

第2章 目標と基本方針



第3章 現状と課題

本県の特徴、環境の現状と課題

第4章 施策の体系と展開

施策展開の基本方向に沿った各種施策の展開

第5章 各主体の役割

県の役割、市町村、事業者、県民に期待される役割

第6章 計画の推進と進行管理

P D C Aサイクルで進行管理、見直し

これまでの福島県の特徴的な取組み

環境との共生

- 尾瀬地区における交通システムの構築(全国で初めて観光バスも規制対象)
- うつくしま未来博の開催(環境問題への具体的挑戦～エコチャレンジ21の取組み～)
- 県全域を対象とした「福島県景観条例」の本格施行による届出制度の運用等、各種景観形成施策の総合的实施
- 裏磐梯地区におけるサイン整備等の地域住民、事業者、行政が連携した沿道景観形成の推進
- 「福島県野生動植物の保護に関する条例」の制定
- 「うつくしま『水との共生』プラン」の策定
- 「森林環境税」の導入

循環

- 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」の制定(閉鎖性水域の水環境悪化の未然防止として全国初)
- 「福島県化学物質適正管理指針」の策定(「P R T R法」より広い対象化学物質・事業場)
- 風力発電所設置事業の「福島県環境影響評価条例」の対象事業への追加(全国初)
- 「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」の制定
- 「福島県循環型社会形成に関する条例」の制定
- 「産業廃棄物税」の導入

地球環境保全

- 「アジェンダ21ふくしま」に基づいた県民運動の推進
- 地球温暖化防止に向けた県独自の目標の設定とその対策の推進

参加と連携

- フォレストパークあだたら、アクアマリンふくしま(循環の理念に基づいた環境教育・学習施設)の整備
- 体験的環境教育推進事業、うつくしまエコライフ実践校事業等による子どもたちの環境学習の推進
- せせらぎスクールへの積極的参加の促進(延べ参加者数全国一)
- 県民、事業者及び行政が一体となった環境保全活動の推進

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の期間	2
第2章	目標と基本方針	3
第1節	計画の目標	3
第2節	施策展開に当たっての基本的考え方	5
第3節	施策展開の基本方向	6
第3章	現状と課題	8
第1節	本県の特徴	8
第2節	環境の現状と課題	10
第4章	施策の体系と展開	24
第1節	施策体系	24
第2節	施策の展開	25
1	自然と人との共生	25
(1)	多様な自然環境の保全	25
(2)	生物多様性の保全	28
(3)	自然との豊かなふれあいの推進	29
(4)	良好な景観の保全と創造	30
(5)	尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全	32
2	環境への負荷の少ない循環型社会の形成	33
(1)	ごみゼロ社会形成の推進	33
(2)	環境と調和した事業活動の展開	36
(3)	資源・エネルギーの有効利用	38
(4)	ダイオキシン類等化学物質対策の推進	39
(5)	大気、水、土壌等の保全対策の推進	40
(6)	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全	43
(7)	環境負荷の少ない交通への取組み	45
(8)	原子力発電所及び周辺地域の安全確保	46
3	地球環境保全への積極的な取組み	47
(1)	地球温暖化対策の推進	47
(2)	オゾン層保護・酸性雨対策の推進	48
(3)	アジェンダ 21 ふくしまの推進	49

4	環境教育・学習の推進	50
(1)	多様な場における環境教育・学習の充実	50
(2)	学校、地域等における指導者の育成	51
(3)	環境教育・学習基盤の充実	51
5	参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築	52
(1)	各主体の自発的な活動の促進と連携	52
(2)	環境に配慮した消費活動の促進	53
(3)	環境マネジメント等の普及	54
(4)	県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進	55
(5)	県域を越えたネットワークによる取組みの推進	55
(6)	国際的な取組みの推進	56
6	共通的・基盤的な施策の推進	56
(1)	環境配慮の推進・普及	56
(2)	環境と調和のとれた土地利用の推進	57
(3)	環境に配慮したゆとりある生活空間の形成	58
(4)	総合的な調査研究、監視体制の整備	58
(5)	環境保全に関する情報の収集と提供	59
(6)	各種政策的手法の活用	59
(7)	環境汚染防止体制	60
第5章	各主体の役割	61
第1節	県の役割と市町村に期待される役割	61
第2節	事業者期待される役割	62
第3節	県民に期待される役割	63
第6章	計画の推進と進行管理	65
第1節	計画の推進と普及	65
第2節	計画の進行管理	65
	環境関連計画の体系図	66
	環境指標一覧	67
	福島県環境基本条例	72